

健 福 第 6 6 号  
令和 2 年 4 月 1 7 日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員 様

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部長  
(千葉県知事 森田 健作)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新たな措置内容について (依頼)

本県では、4月7日の国による新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という)に基づく緊急事態宣言を受け、同日、特措法第45条第1項に基づき県民に外出の自粛要請を実施するほか、4月14日には特措法第24条第9項に基づき県が対象とした施設の管理者及び業界団体向けに5月6日まで施設の使用制限やイベント開催の停止について協力を要請してきたところです。

県内における感染症の患者数が未だ増加している状況に鑑み、4月18日から5月6日までの間、追加措置として県内の食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等における17時以降の酒類の提供自粛を要請することにいたしました。

つきましては、本追加措置の趣旨を御理解いただき、措置内容が実効あるものとなるよう、貴部(局・庁)内および所管する関係団体等に対して速やかに周知いただきますようお願いいたします。

(連絡先)

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

電話：043-223-4310

E-mail:honbu04@mz.pref.chiba.lg.jp